

## 平成18年度6月議会 一般質問Q & A

### 平成18年度6月議会一般質問内容

1. 障害者自立支援法施行による大垣市の実態について
2. 就学援助申請について
3. 選挙公報の発行について
4. 笠縫町の道路新設改良事業について

### 1. 障害者自立支援法施行による大垣市の実態について

障害者自立支援法が4月より実施されて2ヶ月が経ちました。原則1割の応益負担が導入され大幅な利用者負担増で全国的には施設からの退所やサービス利用の手控え、施設経営では大幅な減収など予想を超える問題が噴出しています。大垣市には川並作業所や柿の木荘、そしてひまわり学園がありますが、ここではどのような実態になっているか、質問します。

#### 1) 利用者負担の問題について

川並作業所に行っておられる人の家族の話ですが、「4月から食費が15000円徴収されるようになった。しかも4月に入ってから説明があった。」「うちは何とかやりくりしたが、困っている人もいるのでは・・・」また、「1泊のステイが今まで1000円の負担で行われていたが今年は4500円になり、参加しない人も出てきた。作業所の賃金が月5000円の中、負担が増えてますます自立できない」というものです。ひまわり学園でもデイサービス1回につき今までは無料か100円ですんでいる人が大部分だったが、4月の自立支援法で、1回につき一律279円の利用料となり、10月から360円程度になるとのこと。これでは、子どもの発達のためにもっとデイサービスを利用したくても利用を控えることになってしまう。

このように、支援費制度の応能負担のときは殆ど無料だった人が、4月より一律1割負担となり、また食費も食材だけでなく人件費も含めた料金となり、利用者に掛かる負担は増大しており、大垣市の場合、前年度と比べてどう変わったか、明らかにしてください。資料のP1・P2に東京都内自治体の利用者負担独自軽減策の実施状況を出してあります。現在8都府県、244市町村で独自の減免を行っています。大垣市も独自の軽減策を設けてはいかがでしょうか。

## 2) 施設や事業所の経営について

障害者施設や事業所に対する報酬単価がこの4月より1～1.3%引き下げられ、支払い方式も月額制から日額制に変更させられたため、福祉の現場はかつてなく混乱と危機的な事態に直面しているといわれます。大垣市の場合はどうでしょうか。

大垣市はこの4月から指定管理者制度が導入されました。昨年7月の指定管理者制度導入の説明会の資料を見ますと、18年度の福祉事業団の委託料が前年度と比べて4900万円減額になっています。その主な内容は柿の木荘で約4000万円、ひまわり学園で900万円弱の減額になっておりました。まだこの時点では、自立支援法は成立していませんでしたが、その後、臨時国会で多くの障害者団体の反対を押し切って、自民・公明与党の強行成立となったわけですが・・・

それぞれの施設は、平成18年度予算は、指定管理者制度の導入で、「自立経営」という名のもと、前年度より4900万円減額して予算を立てていると思います。そのため、人員削減や正規職員をパートに切り替えるなど、かなり無理をした状態の中で進められることになり、経費節減といっても限度があり、結局、職員に無理をさせることになります。そして、福祉施設のサービス低下にも繋がってしまうことになるのです。

そして、今回の自立支援法で4月より報酬計算が月額制から日額制となり、予想以上の減収となるのではといわれています。障害児者の場合、病弱者も多く、通院や病気で休む人もいます。予定通りに進まないのが現状。共産党国会議員団が障害者施設を対象に緊急実態調査を行ったところでは、前年度比で平均1～2割の減収になるのではという回答が寄せられているということです。

そこで、お聞きしますが、経費節減といっても、職員の努力にも限度があります。この状態では職員の労働強化と利用者へのサービス低下に繋がるのではと危惧いたします。サービス低下を招かないようにするため行政はどのような対応を考えておられるのか。また、今回の自立支援法による減収については補填を行うなど何らかの対応が必要だと思いますがいかがでしょうか。

## 3) 柿の木荘の短期入所事業について

西濃地域には、障害児のショートステイの受け入れ施設は限られており、また受け入れ人数も十分ではありません。その中で、柿の木荘は障害児のショートステイ受け入れ施設として利用されています。知的障害者の厚生施設であるため、肢体不自由児の入浴はできないとか、医療的ケアの伴う障害児は受け入れてもらえないといった不都合はありますが、それでも利用者にとってはなく

てはならない存在です。ところが、今度の自立支援法では「宿泊」を伴わない短時間の受け入れはできないということで、利用者の中で不安の声があがっています。今まで実施されてきたサービスが廃止や縮小されることのないように求めます。

#### 4) 障害乳幼児の療育について・・・ひまわり学園の役割

発達成長過程にある障害乳幼児の場合、早期に発見し早期に療育を行うことで、障害の解消や軽減に繋がります。ですから、ひまわり学園のような障害乳幼児の療育を担う障害児通園事業は、どこの自治体でも無料で行われていると思っていました。

ところが、今回の自立支援法でひまわりも利用料が一律1割負担になっていました。利用者の負担があることは、早期の対応が必要な子供さんたちに、気軽に療育を受けさせることができません。

今回、もう一つ問題は、指定管理者制度導入で、「経営の自立」つまり独立採算制となり、そこへ自立支援法の実績主義で、子どもが休めば収入が大幅に減るという仕組みの中、厳しい運営が迫られています。これは職員の負担と療育内容の低下に繋がります。

職員については、正規職員の異動をパート職員で補い、教材作りの時間もなくなり毎日持ち帰りの仕事になっている。

また、今までおこなってきた職員の保育園訪問とか、家庭訪問といった活動が限定されるようになってきた。そして保護者に対する学習会が少なくなったといった状況になっている。こういった活動は療育と合わせて、子どもの生活を発達的に組織する重要な仕事です。

自立支援法による影響か、指定管理者制度の導入によるものか、おそらく両者が重なり合っているものと思います。そもそも、障害乳幼児の発達を保障するための責任は大垣市にあります。それは指定管理者制度になったとしても、本来の公的な役割を果たすために財政的な保障は必要です。

今一度大垣市の障害児の療育のあり方について見直し、保護者が気軽に早期から療育を受けるためにはハードルなる費用負担を無くし、子どもの発達にとって必要なだけ療育が受けられるようにすることが大切だと思いますがいかがでしょうか。

#### 回答

障害者自立支援法施行による大垣市の障害者施設の実態について、ご答弁申し上げます。

はじめに、利用者負担につきましては、本年4月から障害者自立支援法が施行されたことに伴い、原則、一割負担になりました。柿の木荘の入所者に係る利用者負担額は、前年度と比較し、食費及び光熱水ひを含め、一人当たり月額で4千円ほど増加し約4万6千円に、かわなみ作業所の通所者は、新たに食費を含め、1人当たり月額で約2万円を負担していただくことになりました。なお、低所得者等につきましては、国の軽減措置に基づき減額をいたしておいでいます。

両施設の運営は、本年4月から指定管理者制度となり、定められた指定管理者の範囲で、民間の能力を活用し効率的に行うことが必要になりました。また、障害者自立支援法の施行に伴い、様々な変革が進められており、今後とも指定管理者と連携してサービス内容の低下を招かないよう努力してまいりたいと存じます。

知的障害者と障害児の短期入所につきましては、本年10月以降、日中の受け入れに係る介護給付の区分がなくなる見込みでございます。短期入所に替わる日中の受け入れにつきましては、現在のところ国から詳細な指示がございませんので、今後の研究課題とさせていただきますと存じます。

ひまわり学園の費用負担につきましては、1人当たりの平均では、月額約1千2百円となり、前年度と比較し約40%の減額となっております。なお、発達相談センターの創設は、現状では大変難しい状況でございます。また、障害乳幼児の相談窓口といたしましては、ひまわり学園をはじめ、各保育園や地域子育てセンター等の活用をお願いしたいと存じます。

いずれにいたしましても、市独自の助成制度の導入につきましては、障害者自立支援法の施行が始まって日も浅いこともあり、今後の研究課題とさせていただきますと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 就学援助申請について

就学援助制度は「義務教育は無償」とした憲法第26条など関係法に基づいて、小中学生のいる家庭に学用品費や入学準備金、給食費、医療費などを補助する制度です。この制度は、市町村が実施し、国がその半額を補助するという仕組みになっています。そのため対象額や申請手続き、補助の方法が自治体によってちがいます。

ここ数年、貧困と格差が広がっているなか就学援助を必要とする家庭が増えてきました。資料のP3を参照。「生活保護率と就学援助率」を表したグラフをみると、大阪や東京では25%以上の就学援助率になっています。岐阜県は5.4%で全国の中で低いクラスに位置します。「就学援助」を受けている世帯が少

ないということは、それだけ岐阜県は豊かという見方もありますが、岐阜県と同じ生活保護率の長野県では、就学援助率は7.5%です。まだまだ岐阜県ではこの制度が知られていないのではないかと思います。就学援助の対象となる世帯が気軽に受けられるよう次の改善を求めます。

1. 就学援助制度のついて多くの保護者はまだ知らないのではないのでしょうか。ある自治体は、新1年生入学説明会で全員に申請用紙を配布しているということです。また東京の足立区では1学期のはじめに用紙を配布しているとのこと。大垣市も是非お願いします。
2. 対象者について、多くの自治体では目安となる年間所得額を明示しているところがあります。しかし大垣市の場合は、母子家庭とか市民税非課税世帯といったように14の要件のうちいずれか1つに該当する場合となっています。何が基準になっているのかわかりにくいので、客観的な所得基準で行うよう見直してください。
3. 大垣市の申請書には民生委員の所見と印鑑を求める項目があります。しかし、多くの自治体では、就学奨励法施行令第1条にあった「民生委員の助言を求めることができる」が削除されたことから、民生委員の所見や印鑑をもとめることは廃止になっています。大垣市の申請書もこの部分を削除してください。

## 回答

主額援助申請につきまして、ご答弁申し上げます。

就学援助につきましては、教育基本法の理念に基づき、教育の機会均等を図るため、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒について、必要な援助を行っているものでございます。

就学援助の周知方法につきましては、従来から毎年2月1日発行の「公報おがき」や「暮らしの情報誌」に掲載をして、広く周知をするとともに、各学校の新入学児童生徒の説明会の折に、ご説明しているところでございます。

このほか、転入されて来た保護者の皆さんにも、諸手続きの際に合わせて、お知らせをいたしております。

次に就学援助の基準につきましては、市民税の非課税世帯、児童扶養手当の支給世帯のほか、職業が不安定で生活状況が極めて悪いと認められる世帯の方々などで、家族構成や所得状況などを確認のうえ、総合的に判断しているものでございます。

申請書の「民生委員の意見」につきましては、申請者の現況把握のために、民生委員に所見をお願いしているところでございます。このことは事務手続き

上の必要事項であるだけでなく、お互いを理解しあい、信頼関係を築く上でも大切なことで、就学支援だけでなく、その他の福祉支援等も円滑に実施されるものと考えております。

いずれにいたしましても、就学援助制度のより一層の周知を図り、保護者の相談しやすい環境整備にも努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 選挙公報の発行について

小川市長は「開かれた行政」や「市民参加」を市政運営の基本とし、いくつかの改善をされてきました。まだまだ十分とはいえませんがその姿勢は評価したいと思います。

さて、大垣市議会はどれだけ「開かれた議会」なのか、……。資料 P4、P5 ご覧ください。「定例議会のテレビ中継」、「選挙公報の発行」「議会だよりの発行とその内容」「政務調査費の金額や公表について」などについて、岐阜県下、21の市について調べました。そして、先日議長さんに「より開かれた議会を目指して」ということで、テレビ中継などいくつかの提案を申し入れました。

その中で、「選挙公報の発行」については、議会ではなく選挙管理委員会で取り扱うものだと指摘されまして、一般質問でやったらとアドバイスを受け取り上げることにしました。資料でも明らかのように、県下では岐阜市をはじめ高山市、可児市、山県市瑞穂市で発行されています。是非、大垣市でも次期市議会選挙で実施されることを求めます。

#### 回答

選挙公報の発行について、ご答弁申し上げます。

選挙公報の発行につきましては、国政選挙や知事選挙では法定化されておりますが、県議会議員選挙や市町村の選挙では、それぞれの自治体で条例化することにより発行できることとなっております。

選挙公報は有権者に候補者の政策等をお知らせする有効な手段と認識いたしておりますが、市の選挙では告示の日から投票前日までは7日間という極めて短い期間しかなく、その中で受付、審査、印刷等といった作業が間違いなく、確実に実施され、決められた期日までもれなく有権者のみなさまにお届けする必要があります。

県内の各市におきましては、選挙公報を発行している市もございますので、調査研究して参ります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 笠縫町の道路新設改良事業について

この6月議会に一般会計補正予算案で(款)土木費(項)道路橋りょう費(目)道路新設改良費として2億5770万円の補正予算が出されました。これは、イビデン株式会社が東邦レーヨン跡地を購入しましたが、ここの工場建設に伴い道路拡幅工事を行うもので、予算の内訳は、工事請負費2240万円、公有財産購入費(土地購入費)2億3530万円となっています。これに関連して質問します。

まず、道路工事の場所を明らかにし、その道路の大きさ(道路幅や長さ)と購入の面積と単価を明らかにしてください。

私は、現場と思われるところを見てきました。そこは県道笠縫―荒尾線に面したところで、道路幅25メートル、県道からイビデン工場の門まで約70メートルでまさにイビデン専用道路と思われる道路でした。すでに道路の舗装ができていて、センターラインの白い線が引いてありました。

そこでお聞きしますが、すでに工事がなされていると思われる道路ですが、この工事費はどこから出たものでしょうか。補正予算が確定する前から執行されたのでしょうか。そうだとすれば議会軽視もはなはだしい。

そして、3点目としてお聞きすることは、この道路どう見てもイビデン専用道路です。この道路に多額の市税を投入するのはいかがなものでしょうか。

#### 回答

笠縫町の道路新設改良工事についてご答弁申し上げます。

道路拡幅場所は、県道荒尾笠縫線から旧東邦レーヨン大垣工場北門へ通じる市道笠縫6号線で、拡幅計画といたしましては延長67m、幅員25mでございます。拡幅に必要な土地は、大垣市土地開発公社が先行取得した用地を再取得するもので、面積は1.140平方メートルで、1平方メートルあたりの単価は約20万6千円でございます。

舗装につきましては、当工場跡地への道路幅員が狭く住宅等が建ち並んでおりますので、工場建設にともなう資材等の搬入にあたり、工事車両と一般交通との混在を避けて交通の安全を確保するため、土地開発公社において搬入路として使用できるよう路盤まで施工したものでございます。

当道路の拡幅は、工場跡地を(財)民間都市開発推進機構が取得し土地開発を図っていくうえでアクセス道路の整備が必要となり、平成10年に先行取得を依頼しております。当道路は交通量増加に伴います地域の交通の安全と利便性向上を図るのが目的でございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。